

みずほマイレージクラブカード セゾンアメリカン・エクスプレス®・カード・ベーシック

海外旅行傷害保険のご案内（補償規定）

海外旅行傷害保険のあらまし （利用付帯）

海外旅行傷害保険 適用条件

カードに付帯する海外旅行傷害保険における「旅行期間」とは、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発された時からご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間とし、日本を出国した日から90日後の午後12時（24時）までを限度とします。

日本出国前に、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1の料金や、参加する「募集型企画旅行」※2の料金をこのカードでお支払いになった場合、それ以降の旅行期間で保険が適用されます。

また、日本国内で前述のカード決済がなくても、日本出国後、補償対象となる本会員が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1（それに準ずる海外の公共交通機関を含む）の料金をこのカードでお支払いになった場合、その料金を初めて決済した時から上記旅行期間終了までの間保険が適用されます。

- ※1 この保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
電子マネーのチャージ代・デビット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、ラウンジ利用料 など
- ※2 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

保険適用の対象となるカード決済例		保険適用の対象外となるカード決済例	
	■ パッケージツアー		■ レンタカー
	■ 航空券 *		■ ホテル宿泊代
	■ 新幹線 *		
	■ リムジンバス *		

* 印があるものは、出国後の決済でもお支払時点から保険が適用されます。

保険金額（支払限度額）

担保内容		本会員
傷害	死亡・後遺障害	1,000万円
	治療費用	100万円
賠償責任(自己負担額1,000円)		1,000万円

（注） 疾病については、本保険では補償の対象外となっております。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

（注） 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺傷害保険金額をもって限度とします。

傷害治療費用

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、事故の日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 義手、義足の修理費
- ④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

賠償責任

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。

（注）損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。

（注）1事故につき損害額のうち1,000円をご自身で負担していただきます。

（注）示談交渉サービスはありません。

保険金請求書類

保険金請求書類 保険金種類		クレ ジ ッ ト カ ー ド	e ・ t i c k e t の 控 え	※ 保 険 金 請 求 書	現地でしか手配できない書類					除 籍 謄 本	委 任 状 ・ 戸 籍 謄 本	※ 後 遺 障 害 診 断 書
					医 師 の 診 断 書	治 療 費 の 明 細 書 お よ び 領 収 書	死 亡 診 断 書 ま た は 死 体 検 査 書 （ 死 亡 地 の も の ）	事 故 証 明 書	示 談 金 額 収 書 示 談 書	損 害 額 修 理 費 等 を 証 明 す る 書 類		
治 療 費 用 保 険 金 （ 傷 害 保 険 金 ）		★	★	★	★	★		☆				
死 亡 保 険 金 （ 傷 害 保 険 金 ）		★	★	★			★	★			★	☆
後 遺 障 害 保 険 金		★	★	★				★				★
賠 償 責 任 保 険 金	対 人	★	★	★	★	★		☆	★			
	対 物	★	★	★				☆	★	★		

（注）★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類、※印は保険会社所定用紙
その他書類をご用意いただく場合があります。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産
または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、
反乱等 など

賠償責任

●故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管

その他ご注意事項

- ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

海外旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら、みずほマイレージクラブセゾンアメリカン・エクスプレス®・カード・ベーシック会員であること、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号をお伝えください。

セゾンアメリカン・エクスプレス事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0 1 2 0 - 6 9 4 - 9 9 4 または 0 1 8 - 8 8 8 - 9 4 1 0

（海外からご利用の場合はコレクトコールでおかけください）

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■ 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）

セゾン自動車火災保険株式会社

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。

各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※本紙掲載の情報は2022年10月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。